

議案参考資料

[平成 29 年第 1 回定例会(3 月)]

[担当課(室)係]

財政課 財政係
建築指導課 建築審査係

議案名

議案第 8 号 桐生市手数料条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の審査等に係る手数料を定めるため、所要の改正を行おうとするものです。

概要

1 建築物エネルギー消費性能適合性判定の審査に係る手数料

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、建築主は、特定建築行為(*1)をする場合は、その工事に着手する前に建築物エネルギー消費性能確保計画を提出して、所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける義務と性能基準への適合義務が生じることから、同判定の審査に係る手数料を定めます。

- *1 特定建築行為とは、特定建築物(*2)の新築又は 300 平方メートル以上の増改築若しくは特定建築物以外の建築物(増築により特定建築物となるものに限る。)の増築をいいます。
- *2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に規定する特定建築物とは、非住宅部分の規模が 2,000 平方メートル以上の建築物をいいます。

2 軽微な変更該当していることを証する書面の交付に係る手数料

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の軽微な変更に関する証明書の交付手数料を定めます。

(施行期日：平成 29 年 4 月 1 日)

背景・経過

建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が平成 27 年 7 月に制定され、特定建築物の建築主の基準適合義務、建築物の建築に関する届出等の規制措置の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行されます。

これに伴い、適合性判定に係る所要の手数料の徴収の必要が生じることから、地方自治法第 227 条及び第 228 条の規定に基づき、条例でこれらの手数料の額を定めるものです。